

地方独立行政法人北九州市立病院機構役員退職手当規程

平成31年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（非常勤である者を除く。以下「役員」という。）の退職手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 役員が退職（解任及び死亡を含む。以下同じ。）したときは、その者に対して退職手当を支給する。この場合において、その退職が役員の死亡によるものであるときは、当該役員の遺族に支給する。

(退職手当の額)

第3条 役員が退職した場合の退職手当の額は、退職の日におけるその者の次項に規定する退職手当基礎月額（以下「退職手当基礎月額」という。）に在職期間1月につき、1000分の84の割合を乗じて得た金額とする。ただし、第5条第3項後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの退職手当基礎月額に1000分の84の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 退職手当基礎月額については、当該役員の退職の日における地方独立行政法人北九州市立病院機構役員報酬規程第2条第3項に基づいて定められた報酬月額とする。

3 役員が地方独立行政法人北九州市立病院機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）を兼務する場合は、前2項の規定にかかわらず役員の退職手当は支給しない。

(解任の場合の支給制限)

第4条 役員が地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項又は第3項に基づき解任された場合は、前条の退職手当を減額し、又は支給しないことができる。

(在職期間の計算)

第5条 退職手当の算定の基礎となる在職期間及び役職別期間の月数の計算は、役員としての引き続いた在職期間を任命の日から起算して計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは1月とみなして計算するものとする。

2 第3条第1項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、在職期間の月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない役職別期間の月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の月数から同様に1月を減ずるものとする。

3 役員が、任期满了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期满了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(在職期間の通算)

第6条 次の各号に該当する場合については、引き続いた在職期間のうち当該各号に定める期間を、前条第1項に規定する役員としての引き続いた在職期間とみなす。

- (1) 法人の職員であるものが役員となるために退職（定年退職を除く。）し、引き続き役員となった場合 職員の期間及び地方独立行政法人北九州市立病院機構職員退職手当規程（以下「職員退職手当規程」という。）により職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間
- (2) 北九州市と法人の間で行われる人事交流等（以下「人事交流等」という。）により北九州市の職員から引き続き法人の役員となった場合 北九州市の職員の期間及び北九州市職員退職手当支給条例（昭和38年条例第25号）により北九州市の職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間
- (3) その他理事長が特に必要と認める場合 理事長が認める期間

（職員の在職期間を有する役員退職手当の額の特例）

第7条 職員の在職期間を有する役員が、その在職期間の全部又は一部について、すでに退職手当を受けているときは、前条の規定にかかわらず、当該退職手当の算定の基礎となった在職期間は、第5条第1項の在職期間には含まないものとする。

- 2 前条の場合における当該役員退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、理事長が別に定める額に、役員としての引き続いた在職期間を職員退職手当規程第7条に規定する在職期間とみなして、職員退職手当規程に規定する支給率を乗じて得た額とする。

（退職手当の支給制限）

第8条 次の各号に掲げる場合については、退職手当を支給しない。

- (1) 役員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び役員となった場合
- (2) 役員が職員となるために退職した場合において、引き続き職員となった場合
- (3) 役員が人事交流等により引き続き北九州市の職員となった場合において、北九州市の退職手当に関する規定により、役員の間を北九州市の職員としての引き続く在職期間とみなされる場合

（退職手当の不支給等）

第9条 役員が退職手当の受給を辞退する旨の申出をした場合又は理事長が別に定める場合にあつては、退職手当を支給しないことができる。

（退職手当の支給等）

第10条 役員退職手当の支給その他退職手当に関する事項については、この規程に定めがあるものを除くほか、職員退職手当規程の規定を準用する。

- 2 その他この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。